

募集案内

新型コロナウイルス禍で活動する区民活動を支援！

新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業

区民や事業者の皆様から頂いた寄付金を原資とした地域力応援基金を活用して支援しています。

1 申請期間（期間前・期間中の申請相談は随時受付。相談は予約優先）

11月2日（月）～12月15日（火）の17時まで※**厳守**

（申請方法については「7 申請方法」を参照）

2 助成金額

（1）地域とともに活動する地縁活動は、1団体あたり上限10万円まで

（2）特定の課題に取り組むテーマ型活動は、1団体あたり上限5万円まで

3 助成対象期間

令和2年5月8日（金）から令和3年3月31日（水）

4 助成対象団体

大田区区民協働推進条例第2条第4号に規定する区民活動団体で、令和2年4月1日現在、規約・定款等を定め活動を行っている団体

《区民活動団体の定義》

区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、区内で活動するものをいう。

ただし、以下の項目等に該当する団体は申請できません。※詳細はお問い合わせください

（ア）他の助成制度から申請事業と同一の事業又は同一の事業と判断できる事業で助成を受けるとき、及び受けることを決定しているとき。

（イ）新型コロナウイルス感染症対策区民協働事業（地域力応援基金助成金）交付要綱に基づき、同一団体が複数の事業について申請しようとしているとき。

（ウ）他の地域力応援基金助成事業において交付決定の取消しを受けたことがあるとき、又は受けた団体と同一の団体であるとみなされるとき。

申請先・問合せ先 大田区 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当 電話：5744-1204

5 交付対象事業

区民を対象とし、公益性が認められ、地域貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、次の要件を満たす活動。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている区民生活の向上に寄与すると認められる下記のいずれかの活動
 - ア 感染拡大抑止につながる意識向上を図る啓発活動
 - イ 区民生活を支援する活動
- (2) 申請時において事業が終了している、又は経費を含み事業の計画が確定している活動

6 助成対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発又は感染対策に要す以下に該当する経費を助成の対象とします。

費目	具体的な内容の例
謝 礼	① 感染防止啓発を図る講演の実施などにおける外部講師への謝礼 【外部講師謝礼の目安※区の研修基準に準ずる】 15,000 円/時間（大学教授、弁護士、公認会計士、医師、著名民間学者） 12,000 円/時間（大学准教授、民間専門研究者、税理士） 8,000 円/時間（大学講師・助手、民間企業管理者、民間技術者） 5,000 円/時間（官公庁係長級以下の職員、その他） ② 啓発事業等における団体外部協力者に対する謝礼 事業当日及び準備に限り、1日 2,000 円を上限
消耗品費	① 感染防止啓発に要すコピー用紙などの消耗品の購入 ② 感染対策に必要なアルコール消毒液などの消耗品の購入 など
印刷製本費	感染防止啓発用チラシ・ポスターなどの印刷費
使用料	感染拡大防止啓発活動の会場使用料やリース機器等の賃借料 など

※対象とならない経費

- ① 団体の基盤事業（平時）に係る経費
- ② 団体の事務所等を維持するための経費
- ③ 団体の構成員による会合等に係る経費
- ④ 団体内部への謝礼
- ⑤ 支出内容または支払いが明確に確認できない経費
- ⑥ 交際費、慶弔費、懇親会費など公益的事業に直結しない経費

7 申請方法

以下の提出物を窓口に持参、もしくは郵送（消印有効）で提出してください。

（メール、FAX等は不可）

	申請時に事業が終了し対象経費が 確定している団体	申請時に事業が終了していない団体
(1)	交付申請書兼事業報告書（要綱第1号様式）	交付申請書兼事業計画書（要綱第2号様式）
(2)	領収書	支払金額を確認できる書類
(3)	（共通）団体の規約・定款等	
(4)	（共通）事業のチラシなど	

※申請時に事業が終了していない団体は、事業完了後に事業報告書（要綱第6号様式）、領収書、終了した事業のチラシなどをご提出いただきます。

【重要】

※申請内容が適切であるかなど申請に不明な点がある場合は、ぜひ事前にご相談ください。

※提出された書類はお返しできません。

※修正液や消せるペンは使用禁止です。

8 交付決定及び助成金の支払い

(1) 交付決定

12月15日の受付終了後、申請書等を確認のうえ、申請内容が本助成事業に適切であるか審査し、事業の完了・未了を問わず交付の決定をします。

(2) 助成金の支払い

ア 申請時に事業が終了している団体

交付決定後に口座にお支払いします。（1月を予定）

イ 申請時に事業が終了していない団体

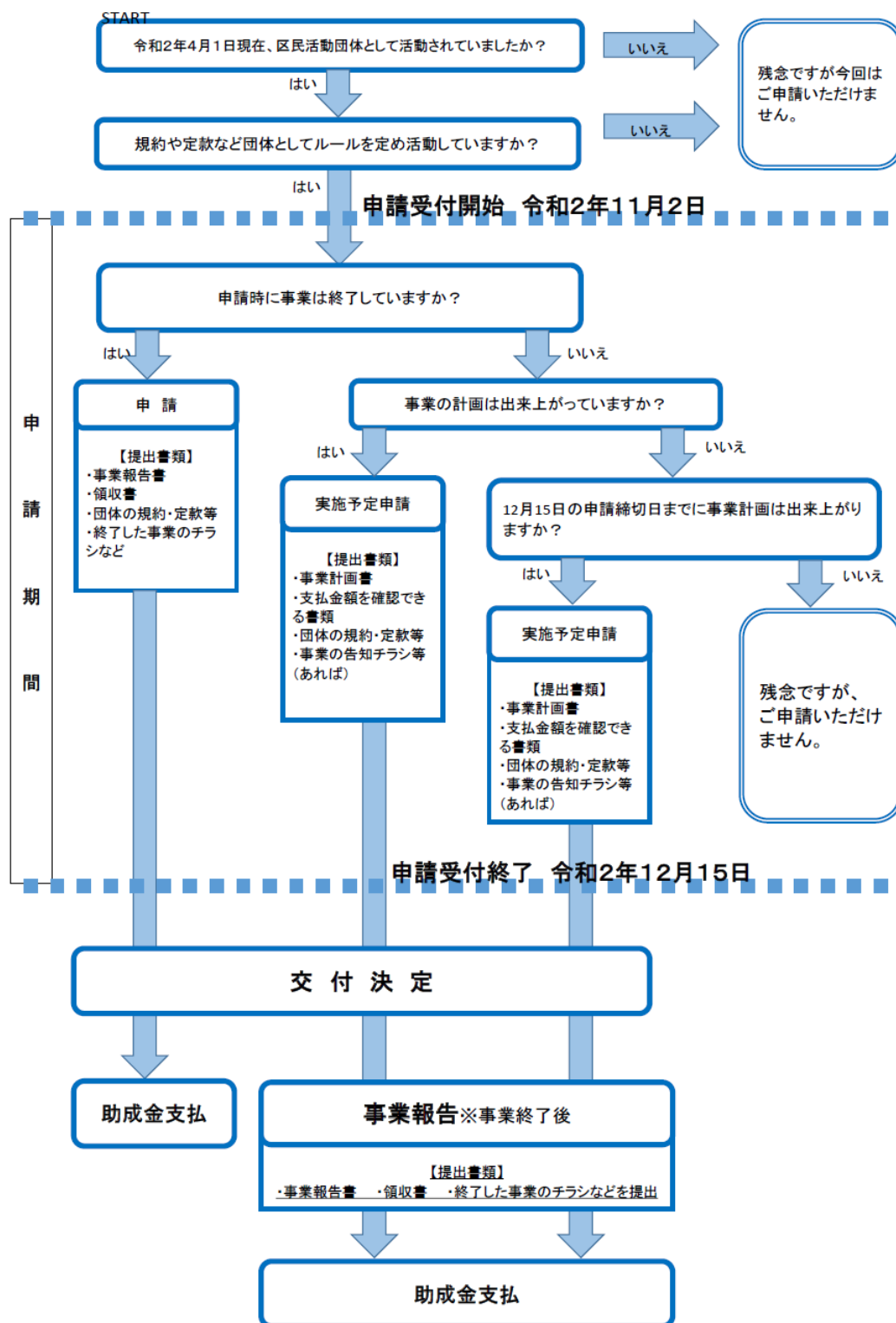
事業完了時に提出される事業報告書及び領収書等を確認し、交付額を確定のうえお支払いします。（事業完了後随時）

9 申請事業の公表について

申請いただいた事業の内容は、コロナ禍における活動を広く紹介する意味からも区ホームページ等で公開の対象とします。また、行政機関内で使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

個人情報については、大田区個人情報保護条例に従い適正に管理します。

10 申請から助成金支払いまでの流れ



11 申請先・問合せ先

大田区 地域力推進部 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当

電話：5744-1204

(大田区蒲田5-13-14 大田区役所6階南側)

※本助成事業の詳細は、大田区ホームページでもご案内しています。事前に内容のご確認をお願いします。

ホームページ検索方法：①大田区ホームページの左側にあるバナーをクリック ⇒

②「助成金情報（地域力応援基金助成事業）」をクリック

※申請書などのデータもホームページに掲載しています